

平成27年

第2回市議会定例会 議案第5号

函館市税条例等の一部を改正する条例の制定について
函館市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年6月19日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市税条例等の一部を改正する条例

(函館市税条例の一部改正)

第1条 函館市税条例(昭和25年函館市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第26条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

第27条の3の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第8条の3に次の1項を加える。

7 法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第14条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の税率の特例)

第14条の2 法附則第30条第1項第1号および第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項および第3項において「初回車両番号指定」という。)を受けた場合において、平成28

年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第65条第2号ア（イ）	3,900円	1,000円
第65条第2号ア（ウ）	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 2 法附則第30条第2項第1号および第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第65条第2号ア（イ）	3,900円	2,000円
第65条第2号ア（ウ）	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 3 法附則第30条第3項第1号および第2号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第65条第2号ア（イ）	3,900円	3,000円
第65条第2号ア（ウ）	6,900円	5,200円

	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第15条を次のように改める。

第15条 削除

(函館市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 函館市税条例の一部を改正する条例(平成26年函館市条例第38号)の一部を次のように改正する。

附則第14条の次に1条を加える改正規定を次のように改める。

附則第14条の2第3項中「第30条第3項第1号」を「第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「第30条第2項第1号」を「第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「第30条第1項第1号」を「第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項および第3項において「初回車両番号指定」という。)」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第65条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第65条第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第65条第2号ア(ウ)	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円

	3, 800円	4, 500円
	5, 000円	6, 000円

附則第1条第5号中「の改正規定ならびに附則第14条の次に1条を加える」を「および第14条の2の」に改める。

附則第6条の表中「第14条の2」を「第14条の2第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第26条第2項および第27条の3の3第4項の改正規定ならびに次条第2項の規定 平成28年1月1日

(2) 第1条中附則第15条の改正規定および附則第5条の規定 平成28年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の函館市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第26条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第8条の3第7項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例附則第14条の2の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

(たばこ税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、または課すべきであった第1条の規定による改正前の函館市税条例附則第15条に規定する喫煙用の紙巻たばこ(以下「紙巻たばこ3級品」という。)に係るたばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡しまたは同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係るたばこ税の税率は、新条例第75条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

3 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡しまたは同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等(同法第469条第1項第1号および第2号に規定する売渡しを除く。以下同じ。)が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第72条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該

紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所，これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして，たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は，当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし，当該たばこ税の税率は，1，000 本につき 430 円とする。

- 4 前項に規定する者は，同項に規定する貯蔵場所または営業所ごとに，平成 27 年改正法附則第 20 条第 4 項に規定する申告書を平成 28 年 5 月 2 日までに市長に提出しなければならない。
- 5 前項の規定による申告書を提出した者は，平成 28 年 9 月 30 日までに，その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 34 号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。
- 6 第 3 項の規定によりたばこ税を課する場合においては，同項から前項までに規定するもののほか，新条例第 11 条第 1 項および第 2 項，第 78 条第 4 項，第 80 条の 2 ならびに第 81 条の規定を適用する。この場合において，次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 11 条第 1 項第 2 号	第 78 条第 1 項もしくは第 2 項	函館市税条例等の一部を改正する条例（平成 27 年函館市条例第 号。以下「平成 27 年改正条例」という。）附則第 5 条第 4 項
第 11 条第 1 項第 3 号	第 30 条の 10 の申告書（法第 321 条の 8 第 22 項および第 23 項の申告書を除く。），第 78 条	平成 27 年改正条例附則第 5 条第 5 項の納期限

	第1項もしくは第2項の申告書または第110条第1項の申告書でその提出期限	
第11条第2項	各納期限	平成27年改正条例附則第5条第5項の納期限
	第1項	同条第6項の規定により読み替えられた第1項
第78条第4項	第1項または第2項に規定する申告書	地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第20条第4項の規定
第80条の2第1項	第78条第1項または第2項	平成27年改正条例附則第5条第4項
	当該各項	同項

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第3項の規定によりたばこ税を課された、または課されるべきものの返還を受けた場合には、当該たばこ税に相当する金額を、新条例第79条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、または納付されるべきたばこ税額に相当する金額に係る控除または還付に併せて、当該卸売販売業者等に係るたばこ税額から控除し、または当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第78条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

8 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡
 しままたは同条第2項に規定する売渡もしくは消費等が行われた紙巻
 たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等または小売
 販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第
 52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ
 3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものと
 みなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、こ
 れらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者
 が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、こ
 れらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙
 巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）
 を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課す
 る。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものと
 みなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該たばこ税の税率は、
 1,000本につき430円とする。

9 第4項から第7項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課す
 場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる
 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句
 に読み替えるものとする。

第4項	前項	第8項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第5項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第6項の表以外の部分	第3項	第8項
	から前項まで	，第4項および前項
第6項の表第11条	附則第5条第4項	附則第5条第9項に

第 1 項第 2 号の項		において準用する同条第 4 項
第 6 項の表第 1 1 条第 1 項第 3 号の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第 9 項において準用する同条第 5 項
第 6 項の表第 1 1 条第 2 項の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第 9 項において準用する同条第 5 項
	同条第 6 項	同条第 9 項において準用する同条第 6 項
第 6 項の表第 7 8 条第 4 項の項	附則第 2 0 条第 4 項	附則第 2 0 条第 1 0 項において準用する同条第 4 項
第 6 項の表第 8 0 条の 2 第 1 項の項	附則第 5 条第 4 項	附則第 5 条第 9 項において準用する同条第 4 項
第 7 項	， 第 3 項	， 第 8 項

- 10 平成 3 0 年 4 月 1 日前に地方税法第 4 6 5 条第 1 項に規定する売渡しまたは同条第 2 項に規定する売渡しもしくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等または小売販売業者がある場合において，これらの者が所得税法等改正法附則第 5 2 条第 1 0 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは，これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所，これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして，たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は，当該売り渡した

ものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該たばこ税の税率は、1,000 本につき 645 円とする。

- 11 第 4 項から第 7 項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 4 項	前項	第 10 項
	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 12 項において準用する同条第 4 項
	平成 28 年 5 月 2 日	平成 30 年 5 月 1 日
第 5 項	平成 28 年 9 月 30 日	平成 30 年 10 月 1 日
第 6 項の表以外の部分	第 3 項	第 10 項
	から前項まで	，第 4 項および前項
第 6 項の表第 11 条第 1 項第 2 号の項	附則第 5 条第 4 項	附則第 5 条第 11 項において準用する同条第 4 項
第 6 項の表第 11 条第 1 項第 3 号の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第 11 項において準用する同条第 5 項
第 6 項の表第 11 条第 2 項の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第 11 項において準用する同条第 5 項
	同条第 6 項	同条第 11 項において準用する同条第 6 項
第 6 項の表第 78 条第 4 項の項	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 12 項において準用する同条第 4 項

第 6 項の表第 8 0 条 の 2 第 1 項の項	附則第 5 条第 4 項	附則第 5 条第 1 1 項 において準用する同 条第 4 項
第 7 項	, 第 3 項	, 第 1 0 項

12 平成 3 1 年 4 月 1 日前に地方税法第 4 6 5 条第 1 項に規定する売渡
しまたは同条第 2 項に規定する売渡しもしくは消費等が行われた紙巻
たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等または小売
販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第
5 2 条第 1 2 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たば
こ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したもの
とみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、
これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの
者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、
これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該
紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限
る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税
を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡した
ものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該たばこ税の税率
は、1, 0 0 0 本につき 1, 2 6 2 円とする。

13 第 4 項から第 7 項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課す
る場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる
規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句
に読み替えるものとする。

第 4 項	前項	第 1 2 項
	附則第 2 0 条第 4 項	附則第 2 0 条第 1 4 項において準用する 同条第 4 項
	平成 2 8 年 5 月 2 日	平成 3 1 年 4 月 3 0 日

第 5 項	平成 2 8 年 9 月 3 0 日	平成 3 1 年 9 月 3 0 日
第 6 項の表以外の部分	第 3 項	第 1 2 項
	から前項まで	， 第 4 項および前項
第 6 項の表第 1 1 条第 1 項第 2 号の項	附則第 5 条第 4 項	附則第 5 条第 1 3 項において準用する同条第 4 項
第 6 項の表第 1 1 条第 1 項第 3 号の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第 1 3 項において準用する同条第 5 項
第 6 項の表第 1 1 条第 2 項の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第 1 3 項において準用する同条第 5 項
	同条第 6 項	同条第 1 3 項において準用する同条第 6 項
第 6 項の表第 7 8 条第 4 項の項	附則第 2 0 条第 4 項	附則第 2 0 条第 1 4 項において準用する同条第 4 項
第 6 項の表第 8 0 条の 2 第 1 項の項	附則第 5 条第 4 項	附則第 5 条第 1 3 項において準用する同条第 4 項
第 7 項	， 第 3 項	， 第 1 2 項

(提案理由)

地方税法等の一部改正に伴い、国外転出をする場合における個人の市民税の所得割の課税標準の算定については所得税法に規定する譲渡所得等の特例の計算の例によらないこととし、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を居住年が平成31年であるものまで延長する措置を講じ、固定資産税の特例措置に係る減額割合を定め、平成27年度に初めて車両番号の指定を受けた四輪の軽自動車等に関する軽自動車税の税率の特例措置を設け、紙巻たばこ3級品に係るたばこ税の税率の特例を廃止し、および規定を整備するため